

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

有限会社 須田工業

代表取締役 須田 哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

新潟県知事 花角 英世

許可の年月日 平成31年 3月22日

公開を目的とした  
許可証(写)です。

許可の有効年月日 平成36年 3月21日

### 1 事業の範囲

・収集・運搬(積替え・保管を除く。)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ばいじん(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

複製厳禁

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成31年 3月22日

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

(平成31年 3月22日 新規許可)